

## 「原子力関連業務従事者研修事業」委託業務企画提案公募要領

### 1 公募の目的

本県における原子力関連業務に従事する企業の裾野を広げるため、原子力関連業務への参入や技術力向上を希望する県内企業の社員を対象にした原子力関連業務従事者研修事業を実施するに当たり、事業実施者の業務遂行能力や研修内容、研修規模（経費）を総合的に審査し、最も適格な事業実施者を選定する。

### 2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める事業の名称

原子力関連業務従事者研修事業

- (2) 業務期間

契約締結日（令和2年5月上旬目途）から令和3年3月31日（水）まで

- (3) 業務内容（詳細は仕様書を参照のこと）

県内の企業を対象とした原子力発電施設における保守点検業務および廃止措置業務等に必要となる知識の習得または技術の向上に関する研修の実施およびこれに付随する関連業務（研修生の募集、講師やテキストの選定、会場設営等）の実施

### 3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することのできる者は、(1)～(5)までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を置く公益法人、独立行政法人、商工団体、民間企業で、企画提案書の提出を求める事業と同様の事業を実施した実績を有する者であること。
- (2) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札の資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

### 4 受審資格認定の申請手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類

受審資格認定申請書等（様式1～3） 1部

※ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/index.html>）に掲載しているデータをダウンロードすること。

(2) 提出方法

持参または郵送（配達証明）、宅急便（手渡ししたことが証明されるものに限る）によること。

(3) 提出期限

令和2年3月18日（水）から令和2年3月30日（月）まで（日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）の9時から17時まで（郵送による場合は、令和2年3月30日（月）17時まで必着のこと。）

※提出後における申請後の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県地域戦略電源地域振興課（県庁5階）

エネルギー研究開発拠点化グループ（担当：中川、島田）

TEL 0776-20-0230

FAX 0776-20-0624

E-mail [dengen@pref.fukui.lg.jp](mailto:dengen@pref.fukui.lg.jp)

(5) 受審資格認定結果の通知

受審資格の認定の結果は、書面により申請者に令和2年4月1日（水）に通知する。

## 5 業務の内容または受審資格認定結果に関する質問

質問は、質問票（様式4）により、令和2年3月30日（月）17時までに、郵送または電子メールにより、提出すること（提出先は、4（4）に同じ）。

質問に対する回答は、電子メールにより行う。

## 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

①企画提案書（様式5）：正本1部、写し8部

※ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/index.html>）に掲載しているデータをダウンロードすること。

②業務積算書（様式不問）：正本1部、写し8部

※一般管理費については、別紙「一般管理費の考え方について」に基づき算出すること。

③事業所のパンフレット：8部

(2) 提出方法

持参または郵送（配達証明）、宅急便（手渡ししたことが証明されるものに限る）によること。

(3) 提出期限

令和2年4月1日（水）から令和2年4月10日（金）まで（休日を除く）の9時から17時まで（郵送による場合は、令和2年4月10日（金）17時までに必着のこと。）

※提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

- (4) 提出先  
4 (4) に同じ。

## 7 選定委員会および提案者の選定等

- (1) 提案者の選定の審査  
企画提案書を提出した者（以下「提案者」という）を選定する際に選定委員会において審査し、予算上限額（78,001,000 円）の範囲内で最も優秀な企画提案者を契約先候補者に決定する。
- (2) 提案者の選定方法  
提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において選定する。  
実施日：令和2年4月17日（金）（予定）  
時間、場所：別途連絡する。  
資料：既提出の企画提案書を用いることとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。企画提案書以外の資料の使用を希望する場合は、10 部用意の上、当日持参すること。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果は、書面により提案者に令和2年4月21日（火）（予定）に通知する。

## 8 契約

県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。

## 9 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) 選定結果として、企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (5) この企画提案公募は、文部科学省の「原子力発電施設等研修事業費補助金」の令和2年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては事業を実施しない場合や内容を変更する場合がある。

## 一般管理費の考え方について

### 1 一般管理費

一般管理費とは、直接経費ではない間接的な経費を指し、当該経費は、直接経費に対して一般管理比率を乗じて得られた額とする。

### 2 一般管理費率

一般管理費の算出にあたっては、次のいずれか低い率を上限として適用する。

- ①契約時の直近3ヶ年の損益計算書等により算出された一般管理費率の平均値
- ②契約時の受託規定等で規定された一般管理費率

### 3 一般管理費率の算出例

2①の損益計算書等による一般管理費率の算出例は、以下のとおり

#### 例) 民間企業の場合

損益計算書等の一般管理費の売上原価に対する比率として算出

$$\frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \text{一般管理費率}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

損益計算書および損益計算書に関する注記等で一般管理費が確認できない場合は、会計責任者の証明をもって、その企業の一般管理費とする。

#### 例) 一般社団法人および一般財団法人の場合

収支計算書の管理費の総事業費に対する比率とし算出

$$\frac{\text{管理費}}{\text{総事業費}} \times 100 = \text{一般管理費率}$$

※小数点以下第2位を切り捨て

### 4 一般管理費率の確認

契約先候補者に選定された提案者は、県と業務履行に必要な具体的な協議を行う際に以下の資料を提出し、確認等を受けることとなる。

- ①直近3ヶ年の損益計算書等および一般管理費平均値の算出根拠 (様式不問)
- ②受託規定等